

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
<http://www.yokota-kougai.com>

一審判決、「過去損害賠償」のみ認容



引き続き東京高裁での闘いを決定

原告団団長 大野 芳一

東京地裁立川支部民事一部で10月11日、第2次新横田基地公害訴訟第一審判決がありました。

判決は、私たちが目標としてきた3項目の要求（米軍機等の飛行差し止め、将来に亘る損害賠償請求、70W地域までの救済範囲拡大）は退けられ、過去の損害賠償のみを認める（賠償額は増額）内容で他基地騒音訴訟同様の判決でした。

ただ判決理由の中で、これまでの横田基地公害訴訟では認められてこなかった「健康被害」について、「虚血性心疾患など身体的被害が発生しているとは認めがたいが、騒音によって発症するのではないかという不安感を、心理的・情緒的損害の一環とする限度で被害として認められる」としており、今後につながる評価といえます。また、これまでの司法判決にも関わらず、「国が米軍に対し、日米規制合意を遵守させるための実効性のある働きかけをした形跡は無く、騒音による権利侵害を抜本的に解決しようとの努力を十分に果たしているとは言いがたい。」と厳しく断罪しています。

このように判決は、実体審理を通じ、国の無為無策、被害の放置を直視し弾劾していますが、最初の提訴から41年を経ても何ら被害解決の道筋すら見えない中、国を第三者行為論により免罪し続け、米国に対しては「外国政府に対して日本の民事裁判権は及ばない」として司法解決の道を閉ざすなど、司法の役割を放棄しているとしか言い様がありません。今や日本全国が総訓練基地化しつつあり、この解決は日本国民全てにかかる喫緊の課題です。司法は真正面から真摯に取り組み、壁を破るための一步を踏み出して欲しいと思います。

私たちは、こうした思い、期待を込め10月18日、原告団・弁護団合同会議を開き、東京高裁へ控訴することを決定しました。いよいよ次なる舞台は霞ヶ関です。原告の皆さん、権力の象徴である霞ヶ関での裁判は、まさに権力と直接対峙の短期決戦です。常に闘っている気構えを崩さず、一致団結して勝訴をめざし挑戦していこうではありませんか。

地裁判決の成果と課題

弁護団事務局長 弁護士 加納 力



先日の地裁判決の結果は、これまで騒音被害地域に居住していた期間分の慰謝料の支払請求のみが認められ、それ以外の請求は残念ながら認められませんでした。私たちが一番に求めていた、団らんのひとときと一日の疲

れを取る眠りの時間だけは騒音を出さないでほしいという請求（差止め請求）は、米軍機については米軍のすることを日本政府がコントロールできないという理由で、自衛隊機については防衛大臣の行政判断なので特別の必要があるという理由で、いずれも 拒けられました。将来にわたる被害補償（将来請求）も、現時点で将来の賠償責任を判断できないという理由で拒けら

れました。

しかし、この判決は決して敗訴判決ではありません。裁判所も、横田基地の騒音被害について、私たち住民が繰り返し裁判を提起し、そのたびに賠償判決が認められてきたにもかかわらず、国は実効性のある対策を講じようとせず、日米合同委員会で夜間飛行の制限の合意はしたものの、以来四半世紀、これを遵守するように米軍に働きかけてきた形跡もないとしています。いわば、国が基地公害を放置してきたことを厳しく断罪したものです。賠償額も、これまでより増額されています。

基地公害の実効性ある対策は、結局、騒音の元凶である飛行を制限するよりほかに方法がありません。これを認めてもらうため、10月24日、東京高等裁判所に控訴の手続をしました。静かな空をもとめて、もう一度力を合わせましょう。

“深刻な騒音被害”を地裁は認めた

弁護士 山口 真美

地裁判決は、75W以上の被害地域について航空機騒音による侵害を認定し、深夜や早朝の騒音被害にも触れ、深刻な航空機騒音が続いていることを正面から認めています。C130による機体上面が見えるほどの低空飛行の実態やC5の激しい騒音や威圧感についても認定し、MV-22オスプレイが飛来していること、自衛隊機によっても騒音被害が発生していることも明確に認めています。また、平成23年以降、沖縄等の米軍も参加した輸送機の編隊訓練やパラシュート降下訓練、物資投下訓練が頻繁に行われていることにも触れ、米軍機と自衛隊機による騒音被害を概ね認めています。

また、国による昼間騒音控除後W値の主張について、国の主張はW値についての考え方を正

解しないものであり、また評価方法として矛盾があると認定し、明快に退けました。

他方、70W地域での航空機騒音など、告示コンターでは反映されない航空機騒音については認めませんでした。地上騒音による侵害、航空機の排気ガスや振動による侵害、航空機の墜落事故等の危険性による侵害、低周波音による侵害はいずれも認めませんでした。オスプレイに構造上の欠陥があるとまでは断定できないとしていることも問題です。

控訴審では、航空機騒音による侵害のひどさをさらに詳しく主張するとともに、地上騒音や低周波音による侵害などを認めさせ、オスプレイの危険性を訴えていくなど、さらに主張立証を積み重ねていく予定です。

日常生活妨害、睡眠妨害を地裁は認めた

弁護士 小林 善亮

被害について、原告側は、睡眠妨害と健康被害の主張を強調していました。飛行騒音が単なる感覚の問題ではなく、睡眠妨害や日常生活のイライラ感もストレス要因となり健康被害につながるという深刻な問題であることを訴えてきました。

判決は、テレビ・ラジオ等の視聴・会話妨害、読書などの知的作業の妨害等の日常生活妨害やイライラを感じる被害については、証人尋問や陳述書を丁寧に引用して被害を認定しました。睡眠深度が浅くなる等、本人が自覚していないものも含め、睡眠妨害が生じていることも認めました。午後7時から午後10時の団らん・休息の時間帯も、この時間帯に飛行騒音が日常的に生じていることに触れて、団らんが破壊され

ていると言及しました。

他方、今回の判決では、高血圧や心臓疾患などの健康被害や、睡眠妨害やイライラ感がストレス要因となり健康被害につながることも認めませんでした。ただ、判決では、騒音により健康を害するのではないかという不安感を感じることは理解できるとして、この健康への不安感を原告の被害と認定しました。この点はこれまでの横田の判決にはなかったことです。

今回の判決は、原告の被害について、一定程度受け止めたものとは言えますが、原告が日々騒音によって被っている日常的なストレスが、原告らの健康を害しているというところまで踏み込みませんでした。控訴審ではこの点をさらに強く主張する予定です。

夜間早朝の飛行差止を棄却

弁護士 中村 晋輔

— 国はなぜ米軍機の運航を規制出来ないのか —

裁判所は、住民が強く求めていた米軍機の夜間早朝の飛行差止請求を棄却しました。その理由は、「横田飛行場において米軍機を運航させているのは国ではなく、アメリカ合衆国である」、「横田飛行場における管理運営の権限は、すべてアメリカ合衆国に委ねられており、国は、横田飛行場における米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にはないと評価せざるを得ない」として、横田基地に関する1993（平成5）年の最高裁判決と同じく、いわゆる第三者行為論によるものでした。

他方で、裁判所は、「平成5年日米合同委員会合意にもかかわらず、午後10時以降の深夜、早朝に米軍機の航行が行われ、これによって現

に原告らに睡眠妨害を始めとする深刻な被害を生じさせている」、「平成5年日米合同委員会合意から四半世紀近くが経過しようとしているにもかかわらず、国が米軍にこれを遵守させるための何らかの働きかけをした形跡はない」と言っています。ここまでの認定をしたのであれば、裁判所としては、米軍機の夜間早朝の飛行差止請求を認めることができるはずですが。

控訴審では、米軍機の夜間飛行制限に関する平成5年日米合同委員会合意の法的性質論を改めて論じるなどして、米軍機の夜間早朝の飛行差止請求が認められるよう主張・立証をしていきたいと思えます。

過去分の賠償は認めただが・・・ 弁護士 村頭 秀人

過去分（口頭弁論終結時まで）の損害賠償請求については、75W地域の原告について4,000円、80W地域の原告について8,000円、85W地域の原告について12,000円（いずれも一人・1か月あたりの金額）が認められました。

これらは、第1次新訴訟で認められた金額（順に3,000円、6,000円、9,000円）は上回っています。

すが、近時の基地訴訟における損害賠償額の高額化の傾向からみれば、物足りない金額です。近時の基地訴訟では、今回と同じ水準の判決もあります。75W地域の原告について6,000円あるいは7,000円を認めた判決もあります。

そこで、控訴審では、より高額な損害賠償を求めて、さらに主張立証をする必要があります。

将来の損害賠償請求は却下 弁護士 杉野 公彦

裁判所は、将来の損害賠償請求を却下しました。

その理由に関しては、航空機の騒音を原因とする「損害賠償請求権のうち口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の権利関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権は将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものである」としました。

要するに、航空機騒音による慰謝料については、その損害が現実に発生する度に被害者の方で立証せよ、まだ損害が発生していない現時点での損害の賠償請求は認められない、というこ

とです。

これはかつて大阪空港最高裁判決、第1次新横田基地最高裁判決、そして最近の第四次厚木基地爆音訴訟判決の結論をそのままなぞったものであり、40年以上も続く騒音被害の実情を全く考えない、前例踏襲の判決です。

将来の損害賠償請求に関しましては、第四次厚木基地高裁判決や第1次新横田基地高裁判決においても一部認められました。

今回、被害の実情に向き合う判決が出なかったことは残念ですが、控訴審において、どのような請求内容であれば、裁判所も将来の請求を認めやすいか、請求内容の変更（請求の趣旨の変更）も検討しつつ、被害救済の一助となるよう、将来の損害賠償認容に向けて頑張ります。

70W原告の訴えは届かず 弁護士 富田 隼

裁判所は、平成17年告示コンターの75W以上の地域に居住する原告については、賠償を認めた一方で、告示コンター外の地域に居住する原告（以下「70W原告」といいます。）の請求は棄却しました。

請求を棄却した根拠はいくつかあるのですが、最も納得できないのが、70W原告の騒音被害についての訴えを汲みとっていない点です。

70Wの各原告は、旧コンターの地域に居住していた住民であり、平成17年のコンター見直し後も、騒音被害は変わらず続いていると法廷でも明確に訴えましたが、判決文では、ここにあまり踏み込みませんでした。

コンターは、本来、住宅防音工事等の周辺対

策を行うために、その対象地域の外縁を画するものとして定められた数値であり、予算上、対象地域を限定せざるを得ないという事情があります。したがって、コンター外の地域だからといって騒音被害が生じていないということにはなりません。

それにも関わらず、本訴訟の住民に実際に生じている被害を重視することなく、結論を導き出したことについては、極めて問題があると考えています。

控訴審では、裁判所に対し、コンター外の地域に生じている被害と真摯に向き合ってもらおうよう主張立証を行っていかうと考えています。

危険への接近 国側の主張をすべて排斥

弁護士 山本 英司

判決は、国の「危険への接近」の主張をすべて排斥しました。つまり、コンター内に転入、あるいはコンター内での転居するときに騒音の存在を知っていようがまいが、賠償を減額することはしないというものです。これは、新横田の1次訴訟や、他の基地騒音訴訟の判断の流れに沿うもので、評価できます。

国の主張の一つは平成6年1月1日以降にコンター内に転入した原告についてです。これらの原告は騒音被害を認容していたか、あるいは認識することが可能であったとして賠償の免責、賠償額の減額を主張するものです。これについて判決は人が住居を決める場合には親の介護、通勤、通学の便宜等、様々な事象を考慮するのであり、騒音被害のあることを知って転入してきたからといって被害を容認していたとはいえ

ないとして、免責の主張を排斥しました。また、騒音を知らずに転入してきたという原告の過失を理由に損害賠償の減額を主張することは、無策を続ける国との関係で公平の観念に反するとして、減額の主張も排斥しました。

もう一つの国の主張はコンター内外を転居した原告についてです。3つのケースに類型化して、これらの原告は騒音を認容していたとして免責を主張するものです。これについても判決は、これらの原告も様々な事情があってコンター内外を転居してきたのであるから、騒音を認容していたわけではないとして国の主張を排斥しました。

高裁でも、国は危険への接近の主張を維持して、さらに細かく、原告住民の転居の事情を明らかにするよう求めてくる可能性があります。

防音工事実施世帯は10%減額

弁護士 吉田 榮士

1審判決は、住宅防音工事について、物理的には騒音を一定程度軽減する効果はあるとしても、その大半は住宅内の限られた居室のみを対象とするもので、常時密閉された状態で生活することは期待できず、弊害も少なくない、騒音被害を根本的に解消し又はそれに近い効果を上げているとは言えない、慰謝料算定の一事情とするのが相当であり、部屋数によらず、住宅防音工事をしたことをもって慰謝料額の10%を減ずるのが相当であるとしてきました。

さらに、問題点として、屋根は在来のままであること、内外の開閉部を完全に締切密閉することが必要であること、木製防音建具は重く使いにくいこと、空調機器の使用には電気代の支払が必要であることなどをあげました。また、窓を開けて生活している世帯が多いこと、いちいち防音室のドアを閉めロックして生活するこ

とは非現実的であるとした。その余の周辺対策についても、特別の犠牲を強いられている基地周辺住民の不公平を是正するものとは言えないとしました。

日米合意については、国が合意の平成5年以降、米軍にこれを遵守させるために何らかの実効性のある働きかけをしたとの主張立証はないとしました。

今回の判決は、減額割合を一律10%の減額に留めている点、外郭防音工事に着目しなかった点など評価できる所もある。控訴審では、そもそも防音効果があるかという点を強調し、10%の減額もするべきではないと主張することになります。

判決と声明持って 防衛省・外務省へ要請交渉

判決が下された日の午後、弁護士会館での報告集会終了後、原告団・弁護団・支援傍聴参加者約60名は、防衛・外務両省との要請交渉のため、貸し切りバスで参議院議員会館へと向かいました。

この交渉には防衛省と外務省の職員7名が参加しました。初めに弁護団事務局長加納弁護士から判決の大まかな説明を行った後、「判決が国の責任を認めた事を、どのように受け止めているか」の問いに対して、両省は「関係省庁と調整し適切に対処したい」と即答を避けました。私たちの要請に対して、事態打開に向けた前向きな話し合いが行われることが期待されましたが、両省の職員からは「騒音については深刻な問題だと思っている」とのお言葉以外には、具体的な対策を講じる回答は何も無く、職員が殆ど黙したまま、時間だけが過ぎた交渉でした。



両省職員の余りに不誠実な態度に、「遠くまで手弁当で足を運んできたのに、今後こういった話し合いは騒音を発している現地でやるべきだ！」などの声が出されました。

回答が不十分だった項目については、同席を予定していた山添拓参議院議員事務所を通じて再回答を求める事を確認し終了しました。

【 事務局長 清水 幸一 】

10月13日には都庁要請も！

13日(金)には、東京都基地対策部へ、関島・加納両弁護士と原告団から大野団長・御供所・中島両副団長・清水の6名が訪れ要請交渉を行いました。

あらかじめ質問項目を送っておいたのですが、アレもコレも「国の専管事項なので都としては何もしません、できません」の一点張りで、『東京都基地対策部』の任務を放棄した回答でした。

主な質問は次の三項目です。

1. 第2次新横田基地公害訴訟一審判決を受けて、判決をどのように受け止めているのか。また、今後どうすべきと考えていますか。
2. 米軍横田基地、航空自衛隊横田基地に対する現状認識および都政として基地政策をどう進めようとしているのか、とりわけ、基地公害をなくすためどのようにしようとしていますか。
3. 東京都は、米軍基地対策の考え方として、都民生活に様々な影響をあたえているため「米

都の責任、役割を改めて問う

軍基地の整理・縮小・返還」を国に働きかける、としています。どのような経過および成果が得られているのでしょうか。具体的に説明願いたい。

東京都の面積は、香川県・大阪府に次いで3番目に小さいのですが、米軍と自衛隊による航空機騒音被害は、横田基地だけではなく、港区六本木(米軍ヘリポート)や町田市(厚木基地の爆音被害)にも広がっています。

横田や厚木基地の被害では、繰り返し裁判が行われてその被害が認められ、国が負けてその都度賠償金が支払われています。私たちの調査では、こんな首都は残念ながら東京都だけです。東京都はヨーロッパの小国に匹敵する人口と予算を有する大都市です。騒音被害調査など、「国がやらなければ我々がやろう！」くらいの気概は見せて欲しいものです。

ましてや2020年には東京オリンピックです。それまでに基地の爆音被害はなくしたいものです。 【 事務局長 清水 幸一 】

声 明

2017（平成29）年10月11日

第2次新横田基地公害訴訟 原告団

団 長 大 野 芳 一

第2次新横田基地公害訴訟 弁護団

団 長 関 島 保 雄

本日、東京地方裁判所立川支部において、第2次新横田基地公害訴訟の第1審判決が言い渡された。

第2次新横田基地公害訴訟は、1078名の横田基地周辺住民が、国を被告として、横田基地を離着陸する米軍機及び自衛隊機の夜7時から朝7時までの飛行差止めと損害賠償を求めて提訴したものである。これに対し、本判決は、防衛施設庁による航空機騒音区域指定（以下「コンター」という）でWECPNL（以下「W値」という）75以上の地域に居住する原告について総額約6億円をこえる損害賠償を国に命じる一方で、米軍機等の飛行差止めや将来に亘る損害賠償請求を退けた。

本判決が損害賠償請求を認めたことにより、W値75以上の地域においては、米軍機等により受忍限度を超える違法な騒音による被害が広く生じていることが改めて認定されたことになる。また、本判決は、夜間早朝の飛行制限に関する日米合意がなされたあとも四半世紀にわたって、合意内容が遵守されていない実態を認定し、騒音による権利侵害の抜本的解決を放置してきた国の怠慢を厳しく断罪した。賠償額も不十分ではあるが、前回訴訟から一定の増額がおこなわれた。

他方で、本判決は、米軍機の運航は、国の指揮・命令が及ばない「第三者の行為」として、実体的な判断に立ち入ることなく差止請求を退け、自衛隊機の飛行差止請求についても民事訴訟としては認められないという理由を以て訴えを却下した。騒音被害の原因である米軍機等の飛行差止めは、住民らの悲願であるが、本判決は、家族団らんのひとときと安らかな眠りを守って欲しいというささやかな願いにさえ応えなかったものであり、被害の根本的救済に向けた司法の役割を放棄するものと言わざるを得ない。

また、本判決は、原告らの将来に亘る賠償請求を排斥した。かかる判断は、日本で初めて米軍機の騒音が違法であると判断した1981（昭和56）年7月13日の旧横田基地訴訟の第1審判決から一貫して騒音の違法性が裁判所で認められてきたこと、そして、その違法状態が過去から現在将来へと継続している事実から不当に目を背けるものである。差止請求を退けたことと併せ考えれば、本判決は違法な騒音被害の放置に加担するものとさえ言える。

さらに、本判決は、2005（平成17）年のコンター「見直し」により、W値75未満とされてしまった地域に居住する原告らの賠償請求を排斥した。これらの住民も、「見直し」前と同じく苛烈な騒音に苦しめられているにもかかわらず、本判決は、国が一方向的に縮小したコンター図を、漫然と受忍限度を画する指標として採用したものであり、その不当性は明らかである。

本判決は、騒音の違法性を認めた点で一定評価しうるものの、総じて従来最高裁判決や過去の他基地訴訟の内容を無批判に踏襲したものであり、長期に亘る深刻な騒音公害の司法的解決を切望する原告ら住民の信頼に背くものと言わざるを得ない。

第2次新横田基地公害訴訟原告団・弁護団は、「静かな空」を取り戻すその日まで、被害の根本的救済を司法に迫り、全力を挙げて闘い続けていく所存である。

以上

国と東電の責任を認めた 福島原発「生業訴訟」

「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

団長 中島 孝

生業訴訟の判決が10月10日、出されました。原発事故を引き起こした国と東電の責任をはっきりと認めた判決です。その一方、原状回復請求は認めませんでした。精神的損害に対する賠償も不十分です。会津地方の賠償は認めず、県外に住む原告の被害についてもごく一部を除いて認めませんでした。裁判所として現地検証を二度も行い、現状をつぶさに確認したのに、という思いは消えません。

原発は国策として推進されました。安全対策について国には強力な規制権限があります。津波によってメルトダウン事故を起こす可能性が予見されたのなら、東電は全力で安全対策をとるべきでしたし、国は権限を行使し、対策を取らせるべきでした。しかしそうしなかった。その結果、今回の事故が起きたのです。安全より利益を優先させる東電と、それを容認した国という、悪名高い「原子カムラ」の「習性」がそこにありました。

もし今度の事故で国に責任がないと、裁判所が判断したならば、原発に対する国の姿勢はあらたならず、事故はまた起きるでしょう。事故によって、ふるさとを喪失した人、今も避難を余儀なくされている人、商売を続けられなくなった人、家族がバラバラになった人。苦しみは今も続いています。こんな苦しみを誰にも味わせたくない。これが被害者の魂からの思いです。国の責任の断定、これは生業訴訟原告団の願いの「1丁目1番地」。この願いがかなったのは、課題が残ったとしても、それを解決していくうえで大きな前進、足がかりができたと思って、います。

しかし、判決を不服として国・東電は控訴し、土俵は仙台高裁に移りました。

事故に対する反省もないまま再稼働に向かう政府の姿勢を改めさせ、被害の全体救済と脱原発を国に決意させるたたかいを今後も進めます。そしてこれは、権力を忖度せず、常に国民に顔を向けた司法をつくる取り組みでもあると考えます。



原告団活動日誌

- 9/7 原告団ニュース第38号発行、発送作業
- 9/11 定例事務局会議
- 9/13 国会議員要請行動(判決当日の外務・防衛省要請への同席について)
- 9/15 第9次横田基地訴訟原告団現地検証に参加
- 9/22 共同通信社の取材に応じる
- 9/24 オスプレイ横田配備反対連絡会・署名宣伝行動(立川駅北口)
- 9/25 東京新聞社の取材に応じる
- 9/26 第55回原告団会議
- 9/27 昭島支部会議
- 9/28 オスプレイ横田配備反対連絡会会議
- 9/29 低周波音測定機設置、1ヶ月間測定開始
- 10/2 定例事務局会議
- 10/2 公正判決要請署名提出
- 10/3 原告団ニュース第39号発行、発送作業
- 10/6 原告団ニュース編集会議
- 10/6 公正判決要請署名最終提出
- 10/10 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議
- 10/11 第19回口頭弁論(判決言い渡し)、報告集会、外務省・防衛省へ要請
- 10/13 東京都へ要請。都議会議員各会派要請
- 10/16 第56回原告団幹事会
- 10/18 控訴検討弁護団・原告団幹事会合同会議
- 10/25 控訴委任状記入用紙発送作業
- 10/30 オスプレイ横田配備反対連絡会会議

特殊作戦機 CV22

オスプレイ横田配備中止を！
6団体共同宣伝行動にご参加ください

11月23日(木・祝) 午前11時～正午
立川駅北口サンデッキ